

広島県告示第二百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十五年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県三原市深町地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項	区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
深町（二七三） 四）	急傾斜地の崩壊	深町（二七三） 四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
深町（二七三） 四（一）	急傾斜地の崩壊	深町（二七三） 四（一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
深町（五三二） 六）	急傾斜地の崩壊	深町（五三二） 六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
深町（五三二） 六（一）	急傾斜地の崩壊	深町（五三二） 六（一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
深町（五三二） 六（二）	急傾斜地の崩壊	深町（五三二） 六（二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
深町（五三二） 六（三）	急傾斜地の崩壊	深町（五三二） 六（三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
深町（五三二） 六（四）	急傾斜地の崩壊	深町（五三二） 六（四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
深町（五三二） 六（五）	急傾斜地の崩壊	深町（五三二） 六（五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
藤井川支川二 （四二a）	土石流	藤井川支川二 （四二a）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
藤井川支川二 （四二b）	土石流	藤井川支川二 （四二b）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。